

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
Ⅲ. 認可特定保険業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 認可特定保険業者に係る事務処理 Ⅲ－2－8 不祥事件に対する監督上の対応 不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。 (1) 不祥事件等の発覚の第一報 認可特定保険業者において不祥事件等が発覚し、行政庁に対し第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。 ① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規程等に則った理事会等への報告 ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報 ③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施 (2) 不祥事件等届出書の受理 ① <u>改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の21に基づき、認可特定保険業者が不祥事件の発生を知った日から30日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。</u> <u>なお、認可特定保険業者から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記（1）の点も併せて確認するものとする。</u>	Ⅲ. 認可特定保険業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 認可特定保険業者に係る事務処理 Ⅲ－2－8 不祥事件に対する監督上の対応 不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。 (1) 不祥事件等の発覚の第一報 認可特定保険業者において不祥事件等が発覚し、行政庁に対し第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。 <u>なお、認可特定保険業者から第一報がなく、不祥事件等届出書の提出があった場合にも同様の取扱いとする。</u> ① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規程等に則った理事会等への報告<u>を行っているか。</u> ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等へ通報<u>しているか。</u> ③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明<u>を実施しているか。</u> (2) 不祥事件等届出書の受理 (削除)

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
② <u>命令第64条第1項第11号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。</u> ア. 命令第64条第4項に掲げる者が、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管理する認可特定保険業者からの届出書を当該認可特定保険業者を管轄する財務局が受理する。 イ. 上記（1）の届出書を受理した財務局は、当該届出の内容及び受理件数について1ヵ月分を取りまとめの上、翌月10日までに金融庁監督局保険課宛て報告することとする。 （新設） （新設） ウ. <u>上記（1）の届出書を受理する際は、当該認可特定保険業者において、事件と関係しない部門において内部調査等の適切な方法により事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認することとする。</u> （新設） （新設）	（削除） ① 命令第64条第4項に掲げる者が、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管理する認可特定保険業者からの届出書を当該認可特定保険業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局が受理する。 ② 上記（1）の届出書を受理した財務局は、当該届出書の内容及び受理件数について1ヵ月分を取りまとめの上、翌月10日までに金融庁監督局保険課宛て報告することとする。 <u>ただし、財務局において緊急性が認められると判断するときは、随時、保険課宛て報告することとする。</u> ③ <u>不祥事件等届出書の受理にあたっての留意事項は、以下のとおりとする。</u> ア. <u>改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の21に基づき、認可特定保険業者が不祥事件の発生を知った日から30日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。</u> （削除） イ. <u>保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、命令第64条第4項に掲げる者が公表していない場合には、公表等の保険契約者等への説明の検討が適切に行われているかを確認することとする。</u> ウ. <u>二以上の所属保険会社等（法第2条第24項に定めるもの、免許特定法人及び改正法附則第4条の2に定める所属認可特定保険業者。以下、Ⅲ－2－8において同じ。）を有する保険募集人に係る不祥事件等届出書を受理する際は、事件の内容や性質等に照らし、当該</u>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
(3) <u>主な着眼点</u> 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。 (新設) ①～⑤ (略) (新設) ⑥ (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	<u>事件が他の所属保険会社等においても生じ得るものである場合には、必要に応じて、当該保険募集人に対してヒアリングを行う等により、他の所属保険会社等で同様の事件が発生していないかを確認することとする。ただし、個人情報の保護に関する法律等に配慮する必要があることに留意する。</u> (3) <u>業務の適切性の検証</u> 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。 <u>なお、検証にあたっては、Ⅲ－４－１ なお書き①②の要因も踏まえたものとする。</u> ① <u>認可特定保険業者等に関する不祥事件等届出書の場合</u> ア. <u>～オ. (略)</u> カ. <u>認可特定保険業者等内における、役職員に対する教育・管理・指導は十分か。</u> キ. (略) ② <u>保険募集人に関する不祥事件等届出書の場合</u> <u>保険募集人の教育・管理・指導を担う認可特定保険業者に対する検証の着眼点は以下のとおりとする。</u> ア. <u>事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門（保険代理店においては他の事務所等）で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u> イ. <u>事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。</u> ウ. <u>当該事件の内容が認可特定保険業者の経営等に与える影響はどうか。</u> エ. <u>内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u> オ. <u>認可特定保険業者の保険募集人に対する教育・管理・指導は十</u>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
(新設) (4) 監督上の措置 不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じて改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条又は改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づき行政処分を行うものとする。 (新設) (新設) (新設)	<u>分か。</u> <u>カ. 当該事件の発覚後の対応が適切か。</u> (4) 監督上の措置 不祥事件等届出書の提出があった場合には、<u>以下の措置を講じることとする。</u> ① <u>事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について認可特定保険業者に対してヒアリングを実施し、当該認可特定保険業者における同様の事案の発生状況等も踏まえ、必要に応じて、当該認可特定保険業者に対して改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条又は改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づき行政処分を行うものとする。</u> <u>なお、財務局においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする。</u> ② <u>事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、上記①を踏まえつつ、必要に応じて、命令第 64 条第 4 項各号に掲げる行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）に対してヒアリングを実施する。</u> <u>なお、財務局においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする。</u> ③ <u>財務局においては、命令第 64 条第 4 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）の業務を行う区域が、他の財務局の管轄区域に及び、当該他の財務局の管轄区域内での被害等が想定される等、必要が認められる場合には、当該他の財務局に情報提供する等、密接な連携に努めるものとする。また、連携を行った場合には、保険課に対して報告を行うこととする。</u> ④ <u>金融庁においては、命令第 64 条第 4 項各号に規定される行為の発生</u>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現行	改正案
(5) 標準処理期間 不祥事件等届出書に係る改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づく報告徴求や改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条又は改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づく行政処分を行う場合は、当該届出書（改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね1ヵ月（本庁への協議を要するものは概ね2ヵ月）以内を目途に行うものとする。 （以下略）	<u>状況等を分析し、同様の事案が全国的に多発している傾向が見られる等、必要が認められる場合には、財務局に対して情報提供することとする。</u> (5) 標準処理期間 不祥事件等届出書に係る改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づく報告徴求や改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条又は改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づく行政処分を行う場合は、当該届出書（改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね1ヵ月（財務局が金融庁への連携や保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）に対して直接ヒアリングを行う場合は概ね2ヵ月）以内を目途に行うものとする。 （以下略）

（以上）